

第二十九号議案

江戸川区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
江戸川区公衆浴場法施行条例（平成二十四年三月江戸川区条例第二十二号）の
一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号ハ中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説明）

下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）
の改正に伴い、公衆浴場における水質基準等に関する指針が改正されることから、
浴槽水の水質基準を改める必要があるもので、本案を提出いたします。